

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書
Application Form for Vaccination Certificate of COVID-19

郵送のみ

杉並区長 宛 To : Mayor of Suginami

Year 年 Month 月 Date 日

①請求者 (証明を必要とする人) Applicant (who wish to get the certificate)	申請の種類 Type Of this application	新規 New application		再交付 Re-issue					
	接種券番号 Voucher No.								
	フリガナ								
	氏名 Name								
	生年月日 Date of birth	Year 年		Month 月			Date 日		
	旅券番号 Passport No.								
	フリガナ								
	住所 Address	〒							
連絡先電話番号 Phone number	(— —)								
②渡航情報	渡航予定国・地域 Planned travel destination (country/area)								
	渡航予定日 Expected departure date	Year 年		Month 月			Date 日		
③申請者 (郵送した方) Visitor or Sender	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ Same as ①								
	フリガナ								
	氏名 Name								
	フリガナ								
	住所 Address	〒 -							
連絡先電話番号 Phone number	(— —)								
④その他 Other information	③あなたと①請求者の関係 Applicant's relationship with ③	<input type="checkbox"/> 本人 Myself	<input type="checkbox"/> 夫・妻 Husband/ Wife	<input type="checkbox"/> 父母・子 Parent /Child	<input type="checkbox"/> 祖父母・孫 Grandparent /Grandchild	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	送付先住所 Mailing address	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ Same as ① 〒							
⑤添付資料 ※詳しくは裏面参照 Attachment	①請求者に関するもの	<input type="checkbox"/> パスポートの写し Copy of Passport 有効期限が切れていないもの		<input type="checkbox"/> クーポン券(接種券)の写し Copy of Voucher					
	②代理人の場合	<input type="checkbox"/> 返信用封筒 A Return Envelope (84円切手貼り付け)		<input type="checkbox"/> 渡航日のわかる資料 Copy of Air Ticket (航空券の写し、eチケット写しなど)					
		<input type="checkbox"/> 住所確認資料の写し(免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)							
		<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(免許証、健康保険証、マイナンバーカード)							
		<input type="checkbox"/> 委任状(請求者①本人が署名捺印したもの) Letter of Attorney							

○ 証明書に記載される氏名は、パスポートに表記されている氏名と同一となります。
○ この証明書の交付対象となるのは、実際に海外への渡航を予定している方のみです。

裏面もご確認ください➡

受付	受領日	不備	不備連絡	補完	作成	点検①	点検②	発送	発送日
	/	パスポート・接種券・委任状 返信用封筒・その他 ()	/						/

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の申請にあたってのご注意

1. 申請について

- ここで説明している内容は一般的なものであり、追加で資料等が必要になる場合があります。ご理解ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は、海外の渡航先への入国時に、相手国が防疫措置の緩和等を判断するうえで活用することを目的として交付するものです。
- この接種証明書は、海外渡航の際に必要な方に交付するものです。それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「予防接種済証」又は、「接種記録書」をご利用ください。

2. 申請対象者

- 新型コロナウイルスワクチンを接種した方で、海外渡航の予定が実際にあり、渡航日等が航空券やeチケットの写し等で確認できる方

※ 現に海外渡航の予定がない方、接種を受けていない方、予防接種法の対象外となる方は発行対象外です。

※ 接種時に住民登録のあった自治体に申請をしてください。

(例) 住民票所在地が、1回目のワクチン接種時は杉並区、2回目の接種時は他自治体の場合

1回目分は杉並区、2回目分は接種した自治体で発行します。

3. 申請方法

- 郵送のみ

【重要】

- 申請書類に不備があると、申請を受け付けることができません。
- 証明書の発行には申請を受けてから10日程度かかります。
- 申請書に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を同封し、送付先まで郵送してください。

【送付先】

〒167-0051 杉並区荻窪5丁目20番1号
杉並保健所 保健予防課 新型コロナウイルス予防接種担当

4. 必要な書類

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種証明書交付申請書（この申請書）
 - ② 有効期限が切れていない、現在有効な旅券（パスポート）の写し（旅券番号・ローマ字氏名が確認できるよう複写されたもの）
 - ③ 返信用封筒（送付先の住所と本人氏名を明記し、84円切手を貼付してください。郵送事故等の責任は負いかねますので、ご心配な方は、簡易書留や特定記録郵便の分の切手の貼付をお願いします。発送は国内のみ。）
 - ④ 本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等、官公署が発行した証明書で、住所が記載されたもの）
 - ⑤ クーポン券（接種券）または接種記録書の写し（接種券番号・接種履歴がわかるように複写されたもの。紛失の場合は⑨を参照）
 - ⑥ 航空券Eチケットなど、渡航先への出国日が確認できる書類の写し
- ※場合によって必要な書類
- ⑦ 旧姓・別姓・別名の併記がある旅券をお持ちの場合は旧姓・別姓・別名を確認できる本人確認書類の写し（旧姓等が併記されている運転免許証、健康保険証、住民票など）が必要となります。
 - ⑧ 転出済や一時的に他の自治体に滞在している方など、送付先が住民票所在地と異なる場合は被接種者の所在（送付先）が確認できる資料の写し（運転免許証、健康保険証、公共料金の領収書の写しなど）が必要となります。
(例) 住民票所在地は杉並区だが、単身赴任等でA市に在住して接種をA市に行った方など。
 - ⑨ 送付先が杉並区外の住民票所在地の場合
→住所が記載されている本人確認書類の写し（運転免許証、住民票の写しなど）
(例) 1回目の接種時は杉並区に住民票があり、杉並区で接種。しかし、A市に転居し2回目の接種はA市で行った方など。
 - ⑩ 代理人による請求の場合
→請求者本人の自署による委任状
 - ⑪ クーポン券（接種券）を紛失した場合
マイナンバーが確認できる書類または住所記載の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・官公署が発行した証明書等）
※ クーポン券（接種券）を紛失した場合、接種記録の確認のために時間を要する場合があります。
※ パスポートは、本人確認書類となりません。また、パスポートは必ず有効期限内のものをご用意ください（期限切れのパスポートでは申請できません）。
※ 送付先は請求者又は申請者の住民票所在地に限ります。

5. 添付資料の一覧

請求者		申請者	
区分	必要書類	区分	必要書類
本人	パスポート	本人（区内在住）	不要
	クーポン券（接種券）	本人（区外在住）	住所確認資料
	本人確認書類	代理人（区内在住）	委任状、本人確認書類
		代理人（区外在住）	委任状、本人確認書類、住所確認資料

6. 具体的な添付資料の例示

種類	説明
本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証
住所確認資料	運転免許証、マイナンバーカード、公共料金の領収書等現在の住所が表示されているもの

7. 注意事項

- ワクチンを接種するかしないかは個人の判断であり、接種証明書の発行により、ワクチン接種を強制するものではありません。
- 接種証明書を所持していないことをもって、海外への渡航ができなくなるものではありません。
- この接種証明書は、接種証明書を提示することにより防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請していただくようお願いいたします。
- この接種証明書を所持することにより、あらゆる国や地域と防疫措置が緩和された状態で往来が可能となるものではありません。いずれの国や地域への渡航時に活用できるかについては、最新の状況を外務省のホームページにおいて随時公表する予定です。
- 現時点では、接種証明書を持っていることによって日本への入国時の防疫措置が緩和されることはありません。日本の入国時の防疫措置については、「水際対策に係る新たな措置について」のページでご確認ください。